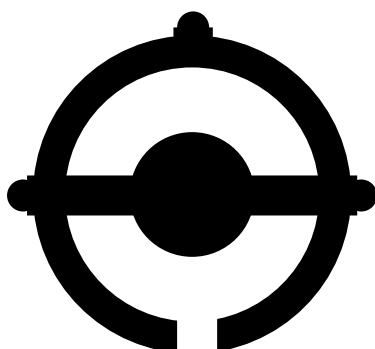


事業所税の手引き



船橋市 税務部 市民税課

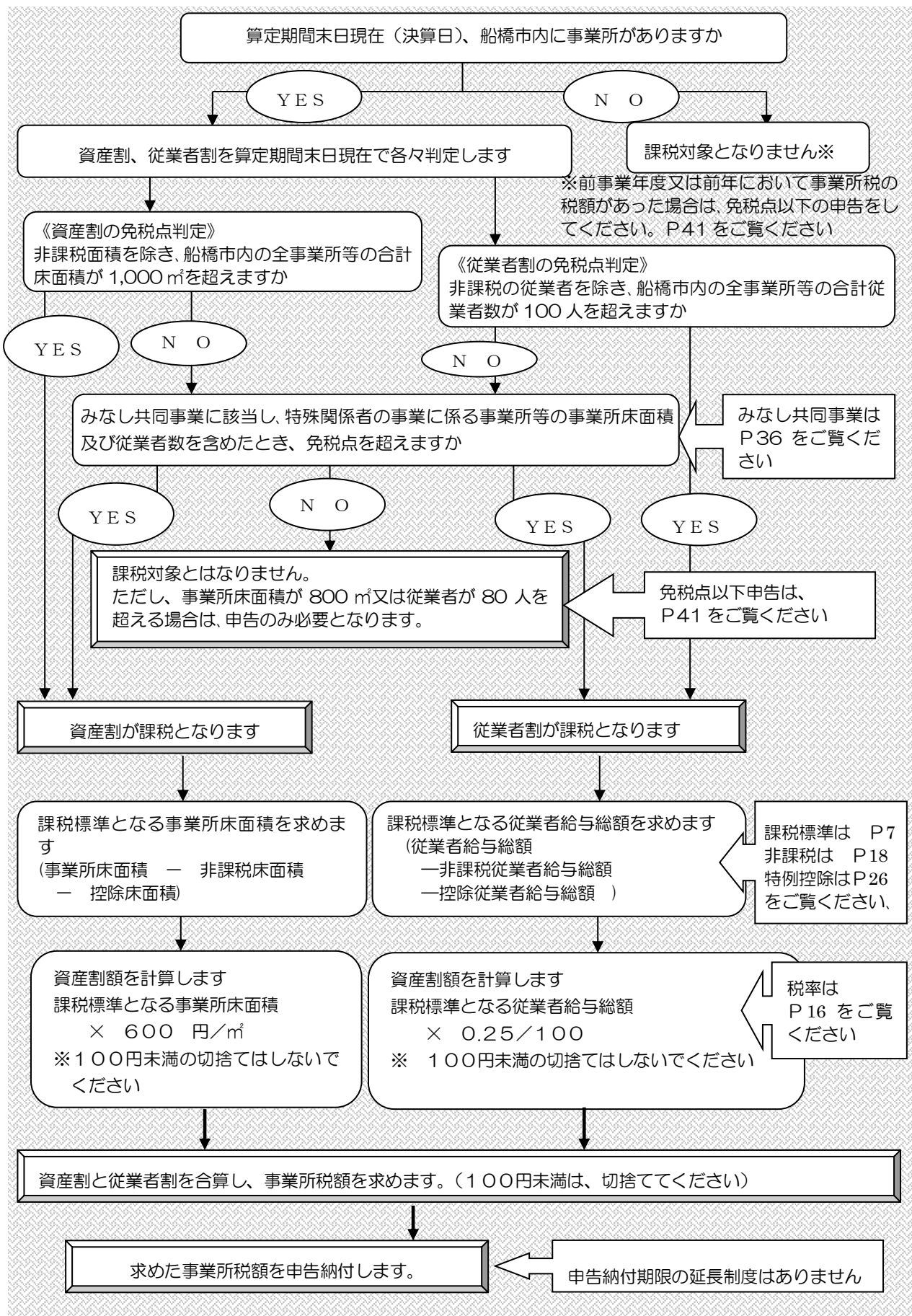
目次

課税の判定（フローチャート）	- 1 -
1. 事業所税の概要	- 2 -
(1) 事業所税とは	- 2 -
(2) 事業所税の使途	- 2 -
(3) 事業所税の構成	- 3 -
2. 課税の対象となるもの	- 4 -
3. 納税義務者	- 5 -
(1) 共同事業の場合 [地方税法第 10 条の 2 第 1 項]	- 5 -
(2) 特殊関係者のみなし共同事業 [地方税法第 701 条の 32 第 2 項]	- 5 -
(3) 人格のない社団等 [地方税法第 701 条の 32 第 3 項]	- 5 -
(4) 事業を行う者が単なる名義人の場合 [地方税法第 701 条の 33]	- 5 -
(5) 貸ビル等の場合	- 5 -
(6) 指定管理者の場合	- 6 -
4. 課税標準	- 7 -
(1) 資産割	- 7 -
(2) 従業者割	- 12 -
5. 税率 [地方税法第 701 条の 42]	- 16 -
6. 税額計算	- 16 -

7. 免税点.....	- 17 -
8. 非課税の範囲〔地方税法第 701 条の 34〕	- 18 -
特定防火対象物に係る事業所税の非課税措置について	- 23 -
9. 課税標準の特例〔地方税法第 701 条の 41、附則第 33 条〕	- 26 -
10. 減免〔地方税法第 701 条の 57、船橋市市税条例第 158 条〕	- 33 -
11. 特殊関係者のみなし共同事業〔地方税法第 701 条の 32 第 2 項〕	- 36 -
(1) 特殊関係のみなし共同事業が適用される場合	- 36 -
(2) 特殊関係者の範囲.....	- 36 -
(3) 特殊関係者のみなし共同事業が適用された場合の免税点の判定.....	- 37 -
(4) 特殊関係者のみなし共同事業の課税標準	- 37 -
12. 申告納付期限.....	- 39 -
(1) 法人の納税義務者の場合〔地方税法第 701 条の 46 第 1 項〕	- 39 -
(2) 個人の納税義務者の場合〔地方税法第 701 条の 47 第 1 項〕	- 39 -
(3) 申告先.....	- 39 -
(4) 納付先.....	- 40 -
13. その他の申告	- 41 -
(1) 事業所税額がない者の申告義務〔船橋市市税条例第 154 条〕	- 41 -
(2) 事業所税の賦課徴収に関する申告義務〔船橋市市税条例第 156 条〕	- 41 -
14. その他	- 42 -

(1) 決定・期限後の申告	- 42 -
(2) 修正申告・更正の請求・更正	- 42 -
(3) 加算金	- 42 -
(4) 延滞金	- 43 -
15. インターネットによる市税の電子申告システムのご案内	- 44 -

課税の判定（フローチャート）



1. 事業所税の概要

(1) 事業所税とは

事業所税は、大都市地域に人口や企業が集中することによって、著しく都市機能が低下し、交通・防災・公害等の都市問題が発生するため、これらの都市環境の整備及び改善に関する事業に必要な財源の確保を図るための目的税として、昭和 50 年に創設された税です。

事業所税は、市における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所・事業所等に対し、その「事業所床面積」及び「従業員の支払給与総額」という一定の外形標準を対象に課税するしくみとなっています。

船橋市においては、昭和 51 年 10 月 1 日から事業所税を課することとなりました。

(2) 事業所税の使途

都市環境の整備及び改善に関する事業の費用にあてます。

都市計画、学校、環境に関する事業など、都市行政需要の事業が使用目的となります。

- ① 道路、駐車場等の交通施設の整備
- ② 公園、緑地等の公共空地の整備
- ③ 上下水道、廃棄物処理施設等の整備
- ④ 河川、水路等の整備
- ⑤ 学校、図書館等の教育文化施設の整備
- ⑥ 病院、保育所等の医療施設又は社会福祉施設の整備
- ⑦ 公害防止や防災等の施設の整備
- ⑧ その他、都市環境の整備及び改善に必要な事業

(3) 事業所税の構成

事業所税は船橋市内に所在する事務所・事業所等（P4 参照）において行う法人又は個人の事業に対し課税されるもので、下記のように「資産割」と「従業者割」で構成されています。〔地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 2 号・第 3 号〕

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課税客体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
非課税	人的及び用途による非課税	
課税標準の算定期間	法人 各事業年度 個人 1 月 1 日～12 月 31 日	
課税標準	算定期間の末日現在における <u>事業所床面積</u> の合計 (P7 参照)	算定期間中に支払われた又は 支払われるべき <u>従業者給与総額</u> (注 3) (P12 参照)
課税標準の特例	人的及び用途による特例	
税率	事業所床面積 1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免税点(注 1) (P17 参照)	船橋市内の事業所床面積の合計(非課税部分を除く)が 1,000 m ² 以下	船橋市内の合計従業者数(非課税適用者を除く)が 100 人以下(注 4)
納付の方法	申告納付(注 2)	
申告期限	法人 事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 個人 翌年 3 月 15 日	
減免	船橋市市税条例の定めるところによる (P33 参照)	
申告先	〒273-8501 船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号 船橋市税務部市民税課法人・軽自動車税係 TEL 047-436-2206	

(注 1) 免税点以下で納付義務がない場合でも、船橋市内にある事業所等の延べ床面積の合計（非課税部分を含む）が 800 m²超の場合、又は合計従業者数（非課税適用者も含む）が 80 人超の場合は、船橋市市税条例の規定により申告書の提出が必要です。

(注 2) 申告は、いずれもその納税義務者が自ら税額等の計算を行い、申告期限までに申告書を提出するとともに、その申告した税額を納付する仕組みになっています。

(注 3) 従業者給与総額とは、事業所等の従業者に対して支払われた、又は支払われるべき俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額です。（勤務時間の長短にかかわらずパート・アルバイトも含まれます。）〔地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号〕

(注 4) 正社員の勤務時間の 3/4 以上勤務しているパート・アルバイトの従業員は、人数に含みます。

2. 課税の対象となるもの

事業所税の課税の対象となるものは、事業所等において法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）又は個人の行う事業です。

したがって、ある年度分について課税されれば、翌年度以降課税されなくなるというのではなく、事業を継続する限り、毎年申告納付の義務が発生します。

事業所等とは [地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 6 号]

事業の行われている場所、すなわち、それが自己の属するものであるか否かは問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものです。

この場合、事務所等において行われる事業は当該法人又は個人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事業所等として取り扱われることになります。

（例） 事務所、店舗、工場、倉庫等

無人倉庫等人的設備を欠く施設であってもこれらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り、事業所等に該当します。

また、従業者寮、社宅、住込管理人室等人の居住の用に供されるものは、事業所等の範囲には含まれません。

※ 事業所等は、経営主体が同一で、同一敷地内に所在している場合 1 つの事業所とみなし、月割判定には該当しません。・・・『効用上一体』

3. 納税義務者

船橋市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人が納税義務者となります。

(1) 共同事業の場合 [地方税法第 10 条の 2 第 1 項]

複数の者が共同して事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定し、申告することになりますが、各々連帯納税義務が課されます。

なお、この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。

また、免税点判定も同様となります。

(2) 特殊関係者のみなし共同事業 [地方税法第 701 条の 32 第 2 項]

36 ページにて詳しく説明いたします。

(3) 人格のない社団等 [地方税法第 701 条の 32 第 3 項]

人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいい、法人とみなして、収益事業を行う範囲で納税義務者となります。

(4) 事業を行う者が単なる名義人の場合 [地方税法第 701 条の 33]

事業所等において事業を行う者が単なる名義人であって、事実上他の者が事業を行っている場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

(5) 貸ビル等の場合

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う法人又は

個人が納税義務者となります。したがって、貸ビル等の貸主は、当該貸付部分（空室部分を含む）については納税義務者となりません。

ただし、貸ビル等の貸主がビルの管理を行っている場合、ビルの管理人室、管理用品倉庫等の管理のための施設は当該貸主が納税義務者となります。

(6) 指定管理者の場合

指定管理者制度における事業所税の事業主体の判定は、収益の帰属（利用料金制の導入の有無）により行います。利用料金制を導入しない施設においては、事業主体は公共団体となります。

ただし、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、市から指定管理料等の交付を受けている場合については、総収入に占める指定管理料(委託費)の割合が一定割合（5割）を超える場合は、事業主体は地方公共団体となり、非課税となります。

指定管理者が事業主体と判断された場合は、資産割・従業者割とも指定管理者に課税され、指定管理者が納税義務者となり、事業所税の申告が必要となります。

指定管理料（委託費）／総収入＞50％ →地方公共団体が事業主体

指定管理料（委託費）／総収入≤50％ →指定管理者が事業主体

※ 指定管理料：地方公共団体が、指定管理者へ払うその施設の管理運営に必要な経費

※ 総収入：指定管理者が得る、指定管理料や施設内におけるすべての収入

（例） 入場料金、駐車場利用料金

自主事業等（イベント参加料金等・売店の売上）

4. 課税標準

(1) 資産割

資産割の課税標準は、算定期間の末日現在における事業所床面積です。

[地方税法第 701 条の 40 第 1 項]

事業所床面積とは

事業所用家屋の延べ面積をいいます。[地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 4 号、地方税法施行令第 56 条の 16]

事業所用家屋とは

固定資産税における家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外のもの（例えば、事務所、店舗、工場、倉庫、材料置場、作業所、車庫など）をいいます。不動産登記法上の建物とも原則として同じではありますが、具体的には屋根及び外壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物でその目的とする用途に供し得る状態にあるものをいい、登記の有無は関係ありません。

共用部分の取扱い

貸しビル等のように 2 以上の事業者が共同して使用する家屋の玄関、廊下、階段、洗面所、湯沸場、エレベーター室、機械室、電気室など共用部分は、それぞれの事業者の専用部分の床面積の割合で按分した面積が専用床面積に加算されます。

※ビルの管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は、当該貸しビル業者に係る施設として取り扱います。

休止部分の取扱い

課税標準の算定期間の末日以前 6 ヶ月以上休止していたと認められる施設は、課税標準に含めない取扱いになります（免税点判定には含めます）。ただし、明確に休止施設の部分の床面積が区画されていることが必要であり、業務の用に供する維持補修が行われたり、いつでも操業でき得る状態にある遊休施設については休止施設に含まれません。

また、季節限定の事業所等については、6 ヶ月以上休止していても休止施設には含まれません。

(例) 共用部分がある場合の床面積の計算方法

ア 一の家屋の全部が二以上の事業所等の用に供されている場合

- ① 共用部分がこれらの事業所等の全部に係るものである場合



上図において A 事業所等に係る事業所床面積は、

$$A \text{ (事業所部分)} + G \text{ (共用部分)} \times A / (A + B + C + D + E + F)$$

となります。

- ② 一のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分がわかれている場合



上図において A 事業所等に係る事業所床面積は、

$$A \text{ (事業所部分)} + G \text{ (共用部分)} \times A / (A + D)$$

となります。

イ 一の家屋の一部が事業所等の用に供され他の一部が住居の用に供されている場合

- ① これらの事業所等及び住居の全部に係る共用部分がある場合

ア①の図中の B が住居であるとした場合、A 事業所等に係る事業所床面積は、ア①と同じになります。

- ② 一のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分がわかれている場合



上図において、事業所等 C に係る事業所床面積は、

$$C + H \times C / (B + C + E + F)$$

となります。

なお、以上の場合において、共用部分の延べ面積を按分する場合の基礎となる家屋の共用部分以外の部分で当該各共用部分に係るものの中には、空室となっているものも含まれます。

課税標準の算定期間

[地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 7 号・第 8 号]

課税標準の算定期間		
法人	ア. 原則	事業年度
	イ. 法人を設立した場合	設立した日の属する月から月割課税
	ウ. 年度の中から店舗等を新設した場合	開始した日（オープン日ではなく資材の搬入等の準備を開始した日）の属する月の翌月分から月割課税（※1）
	エ. 年度の中で事業を廃止した場合（法人を廃止）	廃止した日の属する月まで月割課税（※2）
	オ. 年度の中で一部の店舗を廃止しても免税点を超える場合	廃止した店舗については、廃止した日の属する月まで月割課税
	カ. 年度の中で事業の全部又は一部店舗の廃止により免税点以下になった場合	税点以下になるが、800 ㎡を超える場合、及び前年に事業所税額があった場合は 0 円申告
個人	キ. 原則	1/1～12/31 まで
	ク. 年の中で事業を廃止した場合	1/1～廃止日まで
	ケ. 年の中から事業を開始した場合	開始日～12/31 まで
	コ. 年の中で事業を開始し、その年の中で事業を廃止した場合	開始日～廃止日まで

※1 元々市内にある店舗については、12 ヶ月分の課税になります。

※2 存続している店舗については、12 ヶ月分の課税になります。

特記事項

- ① 課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときはこれを 1 月とすることとされています。
- ② 課税標準の算定期間において、例えば、事務所の拡張・縮小・工場構内における家屋の建て増し又は取り壊し等により、床面積に異動がある場合の課税標準の算定は、当該床面積の異動が支店、営業所等の新設・廃止によるものである場合を除き、課税標準の算定期間の末日における床面積が課税標準となります。
- ③ 課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を変更した場合は、算定期間の末日現在の用途により申告をします。新設又は廃止のような月割計算は行いません。
（例：年度の中で、課税用途から非課税用途に変更した場合、当該面積は全て非課税となります。）

課税標準の月割計算例

【1 事業を開始した場合】

船橋市内で 10 月 30 日に法人を設立した場合（算定期間末日の事業所床面積：1,200 m²）
なお、事業年度は、10 月 30 日から 3 月 31 日までとする。

【答】

算定期間の中途の新設には該当せず、設立日の属する月から月割計算となります。

$$1,200 \text{ m}^2 \times 6 \text{ ヶ月 (10 月～3 月)} \div 12 \text{ 月} = \underline{600 \text{ m}^2}$$

【2 年度の中途から事業を開始した場合 その1】

船橋市内に本店（900 m²）を有する甲会社が、市内の別の住所に支店（300 m²）を 10 月 10 日に設置した。なお、事業年度は、2 月 21 日から 2 月 20 日までとする。

【答】

本店は通年課税で、支店は開始日の属する月の翌月から 4 ヶ月分の月割課税となります。

$$\text{本店：} 900 \text{ m}^2, \text{支店：} 300 \text{ m}^2 \times 4 \text{ ヶ月 (10 月～1 月)} \div 12 \text{ 月} = 100 \text{ m}^2$$

$$\text{課税標準床面積：本店} + \text{支店} = 900 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2 = \underline{1,000 \text{ m}^2}$$

※ 課税標準の月割は新設又は廃止のあった事業所等のみについて適用され、事業所税の課税標準は合算します。

※ この場合、月を 1 日から末日までではなく、21 日から翌月 20 日までとみなす。2 月期を 2 月 21 日から 3 月 20 日までとすると、10 月 10 日は 9 月期に属するので、4 ヶ月分の月割となる。

【3 年度の中途から事業を開始した場合 その2】

船橋市外に本店（900 m²）を有する甲会社が、市内に支店（1,200 m²）を 10 月 1 日に設置した。なお、事業年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

【答】

設置した日の属する月の翌月からの 5 ヶ月分の月割課税となります。

$$\text{支店：} 1,200 \text{ m}^2 \times 5 \text{ ヶ月 (11 月～3 月)} \div 12 \text{ 月} = \underline{500 \text{ m}^2}$$

※ 月割計算後の課税標準が、1,000 m²以下となる場合でも、課税標準の算定期間の末日の現況において免税点を超える場合には、事業税は課税されます。

※ 事業所等の開設が月の初日（1 日）である場合であっても、月割計算の分子にあたる月数は、設置した日の属する月の翌月からとなります。

ただし、設置した日が算定期間の初日（この例の場合、4 月 1 日）の場合には、当該事業所等は、算定期間を通じて使用された事業所等と解釈し、月割の対象とはなりません。

【4 年度途中で事業を廃止した場合】

船橋市内に本店（2,000 m²）を有する甲会社が、10月1日に乙会社との合併に伴い、9月30日に事業を廃止した。なお、事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

【答】

廃止した日の属する月までの6ヵ月分の月割課税となります。

支店： $2,000 \text{ m}^2 \times 6 \text{ ヶ月（4月～9月）} \div 12 \text{ 月} = \underline{\underline{1,000 \text{ m}^2}}$

※ 合併の日の前日（決算日：9月30日）が一般的に事業年度の算定期間の末日となる。

【5 年度途中で一部の店舗を廃止しても免税点を超える場合】

船橋市内に支店A（1,200 m²）を有する甲会社が、9月15日に支店B（200 m²）を廃止した。なお、事業年度、4月1日から3月31日までとする。

【答】

支店Aは、通年課税であり、支店Bは算定期間の開始日（4月1日）から廃止の日の属する月（9月15日）までの6ヵ月分の月割課税となります。

支店A： $\underline{\underline{1,200 \text{ m}^2}}$

支店B： $200 \text{ m}^2 \times 6 \text{ ヶ月（4月～9月）} \div 12 \text{ 月} = \underline{\underline{100 \text{ m}^2}}$

課税標準床面積：支店A + 支店B = $1,200 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2 = \underline{\underline{1,300 \text{ m}^2}}$

【6 年度途中で事業の全部又は一部店舗の廃止により免税点以下になった場合】

船橋市内に本店（1,200 m²）、支店（500 m²）を有する甲会社が、3月29日に本店を他市へ移転した。なお、事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

【答】

甲会社は、算定期間の末日において、市内の事業所床面積が500 m²のため免税点以下（1,000 m²）となり、事業所税は課税対象となりません。ただし、免税点以下でも800 m²を超える事業所がある場合、又は前年に事業所税額があった場合は、申告のみ必要です。

なお、算定期間の末日当日において事業所等が廃止された場合には、当該事業所等の課税標準の算定期間を通じて使用したものとして取り扱います。

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に従業者に支払われた又は支払われるべき従業者給与総額です。[地方税法第 701 条の 40 第 1 項]

従業者とは

一般の従業者のほか、臨時雇用の従業者を含みますが、障害者及び高齢者の者は除きます。ただし、障害者及び高齢者の者であっても役員（非常勤を含む。）は含まれます。

※ 高齢者の対象となる年齢については、下記①のとおりとなります。

従業者給与総額とは

課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われる所得税法上所得となる給与額であり、俸給、給料、賃金及び賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物給与等の総額をいいます。（P13 ④参照）

次の点に留意してください。

- ① 障害者及び年齢 65 歳以上（役員を除く。）の者の給与等は除かれます。

障害者とは所得税、住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。

- ② 雇用改善助成対象者の給与等のうち、2 分の 1 に相当する額は除かれます。

年齢 55 歳以上 65 歳未満の者のうち、下記の表の左欄に掲げる国の雇用に関する助成に係る者で総務省令で定めるものに支払われる給与等については、その 2 分の 1 に相当する額は従業者給与総額に含まれません。

	雇用改善助成対象者の区分	総務省令で定めるもの
1	雇用保険法第 62 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令第 2 条第 2 号の規定に基づき高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者	雇用保険法施行規則第 109 条又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 6 条の 2 第 1 項に規定する特定求職者雇用開発助成金の支給に係るもののうち、年齢 55 歳以上 65 未満の者

	雇用改善助成対象者の区分	総務省令で定めるもの
2	雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 18 条第 5 号に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者	公共職業安定所長の指示により雇用保険法施行規則第 130 条又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 18 条第 5 号に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、当該公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第 10 条第 3 号に規定する雇用奨励金の支給に係る者	左欄に掲げる雇用奨励金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者

- ③ 退職給与金、年金、恩給及び利益処分による役員賞与は含まれません。
- ④ 従業者給与総額には、扶養手当、住居手当、通勤手当（所得税法の非課税部分を除く。）、時間外手当及び現物給与等（レクリエーション費用、観劇等の入場券、表彰記念品、食券を除く。）が含まれます。
- ⑤ 非課税（P 18 参照）又は課税標準の特例（P 26 参照）の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算は下記のとおりです。

$$\frac{\text{当該給与等の額} \times \text{非課税又は特例の適用を受ける施設に係る事業に従事した分量}}{\text{当該従業者の従事分量の合計}}$$

ただし、その分量が明らかでない場合は、非課税又は特例の適用を受ける施設に係る事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算します。

- ⑥ 課税標準の算定期間の中で他市町村へ転勤した者等の給与は、その者に係る給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の従業者給与総額に含まれます。

(例)

毎月末日が給与等の計算期間の末日で、支給日がある月の 20 日である法人の従業者が 9 月 25 日に他市へ転勤した場合は、8 月分まで船橋市分の給与総額に算入します。

従業員の範囲一覧表（免税点と課税標準）

特殊な勤務形態の従業員については、免税点の判定と課税標準の算定が異なる取扱いとなりますので、下表を参照してください。

従業員		免税点の判定	課税標準の算定
障害者		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
列車内の食堂等の従業員		主たる給与等を支払う事務所等の従業員に含める	主たる給与等を支払う事務所等の従業員給与総額に含める
設置期間が1年未満の建築現場事務所に常時勤務する従業員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
建築現場事務所を設置することなく建築工事が行われる場合の従業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
常勤臨時職員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
パートタイマー、アルバイト (正社員の通常勤務時間と比べて4分の3未満の者)		従業員に含めない	従業員給与総額に含める
パートタイマー、アルバイト (正社員の通常勤務時間と比べて4分の3以上の者)		従業員に含める	従業員給与総額に含める
日々雇用等の臨時の従業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
保険外交員で事業所得のみの者		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
保険外交員で給与所得及び事業所得を有する者		従業員に含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める
無給役員		従業員に含めない	—
数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
65歳以上の使用人兼役員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
非常勤役員		従業員に含める	従業員給与総額に含める
出向社員	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う場合	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める
	出向元と出向先が一部ずつ給与を負担しあう場合	主たる給与を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
外国又は課税区域外に派遣又は長期出張している者		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
休職中の従業員		給与の支払を受けなかった場合を除き、従業員に含める	従業員給与総額に含める
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める
課税施設と非課税施設の兼務従業員		課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業員に含める	課税施設に従事していた分に係る給与は、従業員給与総額に含める

【説 明】

1. パートタイマーとは

形式的な呼称によるのではなく、勤務の状態によって判定します。

一般的には雇用期間の長短ではなく、当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（正社員の勤務時間の4分の3未満のもの）をすることとして雇用されている者であり、休暇・社会保険・賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別される者をいいます。

そして、給与等が時間単位で定められていること（時間給であること）を要します。

2. 出向とは

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権が出向先企業にあり、労務を提供させるものをいいます。

3. 出張とは

企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

なお、長期出張とは出張期間が1年以上の場合をいいます。

4. 派遣とは

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

（注1） 課税標準の算定期間の末日現在、外国又は課税区域外に派遣されている職員は、従業者に含まれないこととなるが、出張職員については、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き従業者に含まれる。

（注2） 外国又は課税区域外に派遣されている職員の給与のうち、当該派遣期間に係る給与等は従業者給与総額に算入しない。なお、長期出張に係る職員の給与等については、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き、従業者給与総額に含める。

5. 税率 [地方税法第 701 条の 42]

資産割	事業所床面積 1 m ² につき 600 円
従業者割	従業者給与総額の 100 分の 0.25

6. 税額計算

事業所税額の税額は、以下のとおり計算します。

(1) 資産割額 =

$$\left[\begin{array}{ccc} \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} & - & \text{非課税となる事業所床面積} \\ & & \text{課税標準の特例適用による控除床面積} \end{array} \right] \times 600 \text{ 円}$$

※ 算定期間の月数が 12 月未満の場合は、上記の式に（課税標準の算定期間の月数／12）を乗じて計算します。

(2) 従業者割額 =

$$\left[\begin{array}{ccc} \text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} & - & \text{非課税となる従業者給与総額} \\ & & \text{課税標準の特例適用による控除従業者給与総額} \end{array} \right] \times \frac{0.25}{100}$$

(3) 事業所税額 = 資産割額 + 従業者割額

(4) 端数処理

事業所床面積（申告書の①～⑨の数値）は、小数点第 3 位以下の端数を、課税標準となる従業者給与総額（申告書の⑮の数値）は 1,000 円未満の端数を、従業者割額（申告書の⑯の数字）は 1 円未満の端数を、それぞれ切り捨てます（四捨五入ではありません）。なお、事業所税額は、資産割に係る事業所税と、従業者割に係る事業所税とを合算してから端数処理を行います。

7. 免税点

事業所税においては、中小零細事業者の負担を排除するために、免税点の制度が設けられています。

事業所税の免税点判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割と従業者割についてそれぞれ個別に行います。[地方税法第 701 条の 43]

市内のすべての事業所等の延床面積の合計面積が 1,000 ㎡以下である場合には資産割が、市内における事業所等の従業者の合計数が 100 人以下である場合には従業者割が、それぞれ課税されません。

この場合、後で述べます非課税規定の適用を受ける事業所床面積又は従業者についてはこれを除外して免税点の判定を行います。

なお、資産割又は従業者割のいずれか一方が免税点を超える場合には、その免税点を超えることとなる資産割又は従業者割が課税されます。

※免税点以下で納付する必要がある場合でも、船橋市内の各事業所等の延べ床面積の合計（非課税部分も含む）が 800 ㎡を超える場合、又は従業者の合計（非課税対象者も含む）が 80 名を超える場合には、船橋市市税条例の規定により申告書を提出していただきます。

※課税標準の算定期間の中に廃止された事業所等の事業所床面積及び、退職並びに他市町村へ転勤となった従業者数等は、免税点の判定には含まれません。しかし、他の事業所等、もしくは他の従業者数によって免税点を超過した場合は、これらも課税標準に含まれます。

8. 非課税の範囲 [地方税法第 701 条の 34]

事業所税の創設趣旨及び性格から、以下のような施設等については、その全部又は一部について事業所税が課税されないことになっています。これらの非課税措置には、人的なものと用途によるものとがあります。具体的には、下記「課税標準の非課税措置一覧表」を参照ください。なお、非課税の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。

また、課税標準の非課税の適用を受ける事業の場合には、必ず申告ごとにそれを証明する書類（許可証、証明書等の写し）を添付してください。

課税標準の非課税措置一覧表 **地方税法第 701 条の 34**

項-号	非課税対象施設	
1	対象施設	① 国及び非課税独立行政法人 ② 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人
2	対象施設	① 法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等 ② 人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外のもの
3-3	対象施設	① 博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館 ② その他政令で定める教育文化施設
	具体例	博物館、図書館、幼稚園
3-4	対象施設	公衆浴場法第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの
	具体例	知事が入浴料金を定める一般公衆浴場（サウナ等は除外）
3-5	対象施設	と畜場法第 3 条第 2 項に規定すると畜場
	具体例	獣畜をと殺又は解体するための施設
3-6	対象施設	化製場等に関する法律第 1 条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場
	具体例	死亡獣畜を解体、埋却又は焼却するための施設（市長の許可を受けたもの）
3-7	対象施設	水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設
	具体例	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設で水道事業者等の管理に属するもの
3-8	対象施設	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可 ② 同法第 9 条の 8 第 1 項の規定による認定 ③ 同法第 7 条第 1 項ただし書若しくは同条第 6 項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設
	具体例	市長の許可又は市の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設

課税標準の非課税措置一覧表（つづき）

地方税法第 701 条の 34

項-号	非課税対象施設	
3-9	対象施設	① 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所 ② 介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの及び同条第 29 項に規定する介護医療院で政令で定めるもの ③ 看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所
	具体例	病院、診療所、医療法人が設置する介護老人保健施設、看護学校等
3-10	対象施設	生活保護法第 38 条第 1 項に規定する保護施設で政令で定めるもの
	具体例	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設等
3-10 の 2	対象施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の用に供する施設
3-10 の 3	対象施設	児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）
	具体例	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等
3-10 の 4	対象施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
3-10 の 5	対象施設	老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの
	具体例	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
3-10 の 6	対象施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設
3-10 の 7	対象施設	第 10 号から第 10 号の 6 までに掲げる施設のほか、社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業等の用に供する施設
3-10 の 8	対象施設	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業の用に供する施設
3-10 の 9	対象施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第 12 項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設
3-11	対象施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	ビニールハウス、蚕室、樹苗養成施設、畜舎、農舎、たい肥舎、サイロ等
3-12	対象施設	①農業協同組合 ②水産業協同組合 ③森林組合 ④その他政令で定める法人が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	① 農林水産業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの ② ①以外の農林水産業者の共同利用に供する施設のうち、国の補助又は農林漁業金融公庫等の資金貸付を受けて設置される保管、加工又は流通用の施設、農林水産業者の研修施設等

課税標準の非課税措置一覧表（つづき）

地方税法第 701 条の 34

項-号	非課税対象施設	
3-14	対象施設	① 卸売市場法第 2 条第 2 項に規定する卸売市場 ② その機能を補完するものとして政令で定める施設
	具体例	卸売市場、附設集団売場、指定場外保管場所等
3-16	対象施設	① 電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業 ② 同項第 10 号に規定する送電事業、同項 11 号の 2 に規定する配電事業、同項第 14 号に規定する発電事業又は同項第 15 条の 3 に規定する特定卸供給事業 の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	発電、変電、送電、配電等のために直接必要なものに限られ、営業所等これに直接関係のないものは含まれない。
3-17	対象施設	① ガス事業法第 2 条第 5 項に規定する一般ガス導管事業 ② 同条第 9 項に規定するガス製造事業 の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧機、導管、受電設備等
3-18	対象施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 3 号ロに規定する ① 連携等 ② 中小企業の集積の活性化に寄与する事業 で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、 ① 当該事業 ② 当該事業に係るものとして政令で定める事業 の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	中小企業者の事業の共同化に係る事業の用に供する中小企業高度化資金の貸付けを受けて設置した工場、店舗、倉庫等（高度化資金を償還中の場合に限る）
3-19	対象施設	総合特別区域法第 2 条第 2 項第 5 号イ及び第 3 項第 5 号イに規定する事業を行う者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの
3-20	対象施設	① 鉄道事業法第 7 条第 1 項に規定する鉄道事業者 ② 軌道法第 4 条に規定する軌道経営者 がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	営業所、停車場、運転指令所、信号所、車庫、貨物庫、変電所、配電所、開閉所、巻場所、監視所、駐在所、修理工場、資材機械の貯蔵倉庫等（事務所、発電施設を除く）、

課税標準の非課税措置一覧表（つづき）

地方税法第 701 条の 34

項-号	非課税対象施設	
3-21	対象施設	① 道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 ② 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業 ③ 貨物利用運送事業法第 2 条第 6 項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第 4 項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの ④ 同条第 8 項に規定する第 2 種貨物利用運送事業のうち同条第 3 項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場、従業員の仮眠所等、荷捌き施設等、保管庫、荷扱所、上屋、労務員詰所等（事務所を除く） ※一般乗合旅客自動車運送事業…貸切バス事業以外の乗り合いバス事業 一般貨物自動車運送事業…他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業
3-22	対象施設	自動車ターミナル法第 2 条第 6 項に規定する ① バスターミナル ② トラックターミナル の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	施設誘導道路、操車場所、停留所等、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場等（事務所を除く） ※自動車ターミナル法第 3 条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設
3-23	対象施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設
	具体例	格納庫、運行管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャーーム、手荷物取扱施設等
3-24	対象施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務を提供する同条第 4 号に規定する電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	第一種電気通信事業の用に供する施設（事務所、研究施設、研修施設を除く）
3-25	対象施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	信書便物の表示、区分、転送、還付および管理の用に供する施設
3-25 の 2	対象施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 6 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの
	具体例	郵便窓口業務又は印紙の売りさばきの用に供する施設
3-26	対象施設	勤労者の福利厚生施設で政令で定めるもの
	具体例	美容室、理容室、喫茶室、食堂、娯楽教養室等

課税標準の非課税措置一覧表（つづき）

地方税法第 701 条の 34

項-号	非課税対象施設	
3-27	対象施設	駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場で政令で定めるもの
	具体例	下記の施設からおおむね 200m 以内の距離に設置されるもので、不特定多数の者の利用に供される一般公共の用に供される路外駐車場 ① 駅等の交通施設 ② 美術館、図書館、博物館等の文化施設 ③ 都道府県庁、市役所等の公的施設 ④ 商店街、大型店舗（大型店舗に併設される路外駐車場にあっては、他の大型店舗に限る。） ⑤ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学 ⑥ その他公益上必要な施設
3-28	対象施設	① 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車 ② 同項第 11 号の 2 に規定する自転車 の駐車のための施設で都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの
3-29	対象施設	① 東日本高速道路株式会社 ② 首都高速道路株式会社 ③ 中日本高速道路株式会社 ④ 西日本高速道路株式会社 ⑤ 阪神高速道路株式会社 ⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社 が、高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に規定する事業の用に供する施設で政令で定めるもの
		高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等の用に供する施設（事務所、パーキングエリアを除く）
4	対象施設	① 百貨店、旅館その他の消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防用設備等で政令で定めるもの ② 同条第 3 項に規定する特殊消防用設備等 ③ 当該防火対象物に設置される建築基準法第 35 条に規定する避難施設 ④ その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分 ※資産割のみ非課税
	具体例	P 23 参照
5	対象施設	港湾運送事業法第 9 条第 1 項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの ※従業者割のみ非課税
	具体例	港湾運送事業の用に供する労働者詰所及び現場事務所において、港湾運送の業務に従事する労働者

特定防火対象物に係る事業所税の非課税措置について

[地方税法第 701 条の 34 第 4 項]

消防法第 17 条第 1 項の防火対象物のうち、百貨店、劇場等の多数の者が出入する施設（附表 1）に設置されている消防用設備等（附表 2）及び建築基準法等に定める避難施設等（附表 3）に係る床面積について、その全部又は一部を非課税としています。

ただし、その適用要件は、次のとおりですのでご注意ください。

- (1) 消防用設備等及び避難施設等については、それぞれ消防法及び建築基準法等に適合するものであること。
- (2) 消防用設備等及び避難施設等であっても、当該施設又は設備が壁、天井などに設置されていて占用床面積のないものについては、適用されないこと。

附表 1. 特定防火対象物

地方税法第 701 条の 34 第 4 項の「多数の者が出入りするものとして政令で定めるもの」とは、消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、下表に該当するものに限られます。

	建 物 の 用 途
1	イ) 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ) 公会堂、集会場
2	イ) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ) 遊技場又はダンスホール ハ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ) カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ) 待合、料理店その他これらに類するもの ロ) 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場
5	イ) 旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの
6	イ) 病院、診療所又は助産所 ロ) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(※1)、有料老人ホーム(※1)、介護老人保健施設、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業(※1)、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設(※2)、短期入所施設(※2)、共同生活援助施設(※2)等 ※1 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る ※2 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る ハ) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(※3)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(※3)、老人デイサービス事業、小規模多機能型居宅介護事業(※3)、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(※3)、地域活動支援センター、福祉ホーム等 ※3 ロ)に掲げる施設を除く ニ) 幼稚園又は特別支援学校

9	イ) 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	複合用途防火対象物のうち、その一部が第1項から第4項まで、第5項イ、第6項又は第9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地階(16の2に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

附表 2. 消防用設備等

地方税法第701条の34第4項の「消防用設備等で政令で定めるもの」とは、次に掲げる設備又は施設で、消防法第17条の技術上の基準に適合するもの、または当該技術上の基準に関する法令の改正の際に既存（または工事中）の防火対象物に存するもので従前の基準に適合するものをいいます。

ただし、天井、壁等に取り付けられているものについては、事業所床面積を占有するものではないので、非課税とはなりません。

区 分	設備等 (注：非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。)	非課税 割合
消火設備	1. 消火器及び簡易消火用具 イ 水バケツ ロ 水槽 ハ 乾燥砂 ニ 膨張ひる石又は膨張真珠岩 2. 屋内消火栓設備 3. スプリンクラー設備 4. 水噴霧消火設備 5. 泡消火設備 6. 二酸化炭素消火設備 7. ハロゲン化物消火設備 8. 粉末消火設備 9. 屋外消火栓設備 10. 動力消防ポンプ設備	全部
警報設備	1. 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備 2. 漏電火災警報設備 3. 消防機関へ通報する火災報知設備 4. 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備 イ 非常ベル ロ 自動式サイレン ハ 放送設備	全部
避難設備	1. すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 2. 誘導灯及び誘導標識	全部
消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	全部

附表 3. 避難施設等

地方税法第 701 条の 34 第 4 項の「避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分」とは、次に掲げるものをいいます。

非課税となる施設等は、区分欄の法令等に基づいて設けられた施設等に限られます。

ただし、天井、壁等に取り付けられているものについては、事業所床面積を占有するものではないので、非課税とはなりません。

条	項	号	区分	施設等	非課税割合
地方税法施行令第 56 条の 43	3	1	イ	- 階段（避難階段又は特別避難階段に限る） - 排煙設備（附置される予備電源を含む） - 非常用の照明装置（これに附置される予備電源を含む） - 進入口（バルコニーを含む）	全部
			ロ	- 廊下 - 階段（避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）又は地上へ通ずる直通階段（避難階段等を除くものとし、傾斜路を含む）に限る） - 避難階における屋外への出入口	1/2
		2	イ	排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備	1/2
			ロ	建築基準法第 34 条第 2 項に規定する建築物（高さ 31m をこえる建築物）にあつては、非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置	
			ハ	消防法施行令第 23 条第 1 項の規定の適用がある防火対象物に設置されるものにあつては、同令第 7 条第 3 項第 3 号に規定する消防機関へ通報する火災報知機	
		3		- 吹き抜けとなっている部分 - 階段の部分 - 昇降機の昇降路の部分 - ダクトスペースの部分 - その他これらに類する部分 （第 1 号及び第 4 号に掲げる施設又は設備に係るものを除く）	1/2
		4		非常用エレベーター（これに附置される予備電源を含む）	全部
		5	イ	スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	全部
			ロ	- イに掲げたもの以外の避難通路 - 消防長の指導により防火対象物に設けられた喫煙所	1/2

9. 課税標準の特例 [地方税法第 701 条の 41、附則第 33 条]

非課税となる都市施設以外の施設や事業を行う上で広大な面積が不可欠であり床面積あたりの収益率が極めて低い施設等については、社会・経済政策的な観点から事業所税を軽減する特例措置がとられています。具体的には、下記「課税標準の特例措置一覧表」を参照ください。なお、課税標準の特例の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。

また、課税標準の特例を受ける事業の場合には、必ず申告ごとにそれを証明する書類（許可証、証明書等の写し）を添付してください。

課税標準の特例措置一覧表 地方税法第 701 条の 41

項-号	課 税 標 準 の 特 例 対 象 施 設 等		控除率	
			資	従
1-1	区分	法人税法第 2 条第 7 号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
	具体例	農業協同組合、消費生活共同組合、信用金庫、労働金庫、商店街振興組合、輸出入組合、船主相互保険組合等（法人税法別表第 3 に掲げる法人）		
1-2	区分	① 学校教育法第 124 条に規定する専修学校 ② 同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。） において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2
	具体例	地方公共団体及び学校法人以外の者が設置する専修学校及び各種学校		
1-3	区分	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の ① 処理 ② 公害の防止 ③ 資源の有効な利用 のための施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く）	3/4	無

	具体例	1 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 3 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の污水又は廃液の処理施設及び下水道法第 12 条第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設 2 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第 6 項に規定する一般粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設 3 大気汚染防止法附則第 9 項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設 5 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設 6 ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 号に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類（同条第 1 項 に規定するダイオキシン類をいう。）の処理施設で総務省令で定めるもの		
--	-----	--	--	--

課税標準の特例措置一覧表（つづき）

地方税法第 701 条の 41

項-号	課 税 標 準 の 特 例 対 象 施 設 等		控除率	
			資	従
1-4	区分	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (ア) 第 14 条第 1 項若しくは第 6 項 (イ) 第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項 の規定による許可 ② 同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定 を受けて行う ① 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 ② 公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるもの の用に供する施設で政令で定めるもの	3/4	1/2
	具体例	・ 政令で定める事業 1 広域臨海環境整備センター 法第 19 条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬 又は処分の事業 2 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けて行う浄化槽の 清掃の事業 3 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 20 条第 1 項の規定 による許可を受けて行う廃油処理事業 ・ 政令で定める施設 4 各事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設		
1-5	区分	家畜取引法第 2 条第 3 項に規定する家畜市場	3/4	無
	具体例	つなぎ場及び売り場を設けて定期的に又は継続して開場されるもの		
1-6	区分	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で 政令で定めるもの	3/4	無
	具体例	国等の補助又は農林漁業金融公庫等の貸付けを受けて設置される大 規模野菜低温貯蔵庫及び消費地食肉冷蔵施設		
1-7	区分	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製 造の用に供する施設で政令で定めるもの	3/4	無
	具体例	原料処理、仕入、発酵熟成、火入調整及び加熱殺菌の各工程に係る施 設(原料倉庫及び包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のた めの施設は除く)		
1-8	区分	① 木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの ② 製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定め るもの、若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供す る木材の保管施設で政令で定めるもの	3/4	無
	具体例	① 売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原 則としてせり売り又は入札の方法により行われる木材市場(卸売 場、駐車場、休憩所等の附帯設備を含む) ② 保管施設・専ら木材の保管の用に供される施設(保管施設であれ ば該当)		

課税標準の特例措置一覧表（つづき）

地方税法第 701 条の 41

項-号	課 税 標 準 の 特 例 対 象 施 設 等		控除率	
			資	従
1-9	区分	旅館業法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で政令で定めるもの（次号で掲げるものを除く）	1/2	無
	具体例	客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く）、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、フロント、配膳室、便所等 ※ただし、店舗型性風俗特殊営業に該当するラブホテル等は対象外となります。		
1-10	区分	港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設のうち同項第 5 号、第 7 号又は第 8 号の 2 に掲げる施設で政令で定めるもの	1/2	1/2
	具体例	港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶のための給水施設、給油施設		
1-11	区分	港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設のうち同項第 6 号、第 8 号に掲げる施設で政令で定めるもの	3/4	1/2
	具体例	港湾区域（水域をいう。）及び臨港地区内における上屋（荷さばきのための施設）及び倉庫（倉庫業法第 7 条第 1 項の倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る） ※船橋市の臨港地区は、潮見町、高瀬町、若松 3 丁目、浜町 2 丁目及び 3 丁目の各一部		
1-12	区分	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ一貨物に係る荷さばきの用に供する施設（前号に掲げるものを除く）	1/2	無
	具体例	コンテナフレートステーション		
1-13	区分	港湾運送事業法第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業のうち同法第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（第 11 号に掲げるものを除く）	1/2	無
	具体例	港湾区域及び臨港地区外の上屋		
1-14	区分	倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（第 11 号及び第 18 号に掲げるものを除く）	3/4	無
1-15	区分	道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第 2 条第 3 項に規定するタクシー事業に限る）の用に供する施設で政令で定めるもの	1/2	1/2
	具体例	営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設、整備工場（直営に限る）（事務所を除く）		
1-16	区分	公共の飛行場に設置される施設（701 条の 34 第 3 項第 23 号に掲げるものを除く）で政令で定めるもの	1/2	1/2
	具体例	格納庫、運行管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、チケットロビー、待合室、ロビー、通路、階段及び便所等		

課税標準の特例措置一覧表（つづき）

地方税法第 701 条の 41

項-号	課 税 標 準 の 特 例 対 象 施 設 等		控除率	
			資	従
1-17	区分	流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される同法第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで又は第 9 号に掲げる施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く）	1/2	1/2
	具体例	トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設、倉庫、野積場若しくは貯蔵槽、上屋又は荷さばき場、これらの施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫等 ※船橋市に流通業務地区はなし		
1-18	区分	流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2
	具体例	船橋市には流通業務地区はありません。（令和 6 年 4 月 1 日現在）		
1-19	区分	民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	1/2	1/2
	具体例	特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け及び配達のに供する施設		
2	区分	心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限る）	1/2	無
	具体例	常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く）の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に精神障害者である短時間労働者の数に 2 分の 1 を乗じて得た数を加算した数が 10 以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く）の総数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く）の数と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働精神障害者の数に 2 分の 1 を乗じて得た数を加算した数の割合が 2 分の 1 以上である事業所等		

課税標準の特例措置一覧表（つづき） 地方税法附則第33条

項	課税標準の特例対象施設等		控除率	
			資	従
1	区分	沖縄振興特別措置法第7条第1項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第6条第2項第2号に規定する観光地形成促進地域において設置される同法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設に係る事業所等のうち令和7年3月31日までに新設されたもの	1/2	無
	適用期限	(法人) 当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する年分まで		
2	区分	沖縄振興特別措置法第29条第1項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地域において設置される同法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設に係る事業所等のうち令和7年3月31日までに新設されたもの	1/2	無
	適用期限	(法人) 当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分まで		
3	区分	沖縄振興特別措置法第35条の2第1項に規定する提出産業イノベーション促進計画において定められた同法第35条第2項第2号に規定する産業イノベーション促進地域において設置される同法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設に係る事業所等のうち令和7年3月31日までに新設されたもの	1/2	無
	適用期限	(法人) 当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分まで		
4	区分	沖縄振興特別措置法第42条第1項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域において設置される同法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設に係る事業所等のうち令和7年3月31日までに新設されたもの	1/2	無
	適用期限	(法人) 当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該施設に係る事業所等が新設された日から5年を経過する日の属する年分まで		
5	区分	① 特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項又は同法第5条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第3項に規定する特定農産加工業者 ② 同法第2条第4項に規定する特定事業協同組合等が同法第3条第1項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置又は同法第5条第1項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの	1/4	無
	適用期限	(法人) 令和8年3月31日までに終了する事業年度分まで (個人) 令和7年分まで		

6	区分	平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に児童福祉法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設	3/4	3/4
	適用 期限	(法人) 当該事業者が補助開始日の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで (個人) 当該事業者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなった日の属する年の前の年分まで		

倉庫の取扱いについて

【問】

次のような倉庫は、どのように取り扱われますか。

- (1) 1 棟の倉庫を一定期間、倉庫業者より賃借し、専用する場合
- (2) 1 棟の倉庫のうち特定の数室又は 1 室の特定部分を一定期間倉庫業者より賃借し、専用する場合
- (3) 製品 1 個又は 1 ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

【答】

課税標準の特例の対象となる倉庫は、倉庫業者(倉庫業法第 7 条第 1 項に規定される倉庫業者)がその本来の事業の用に供するものとされており、倉庫業者以外の者が自家用倉庫として使用しているものは特例の対象とはなりません。

なお、当該倉庫が倉庫業者の事務所等であるかどうかの判定は、寄託された物品等の保管責任の所在によるものとされております。

設問の場合は、次のように取り扱います。

(1)・(2)倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又は当該倉庫の部分を使用している者の事業所等として取り扱います。

(3)倉庫業者の事業所等として取り扱います。

したがって、(1)・(2)については、地方税法第 701 条の 41 第 1 項第 14 号に規定する倉庫業者の倉庫についての課税標準の特例の適用はありません。

10. 減免 [地方税法第 701 条の 57、船橋市市税条例第 158 条]

船橋市においては、地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、船橋市市税条例によって減免措置を講じています。具体的には、下記「減免対象施設等一覧表」を参照してください。

また、減免の申請にあたっては、必ず納期限までに、市長が定める事項を記載した申請書にその事由を証明する書類（許可証、証明書等の写し）を添付して提出してください。（※ 証明書類の添付は、毎年 of 申告ごとに必要になります。）

減免対象施設等一覧表 [船橋市市税条例第 158 条 別表第 1～別表第 4]

(1) 学術文化の振興等に特に寄与するものと認められた施設に係る事業所税の減免割合 (別表第 1)

減免の対象となる施設等	資	従
1 教科書の発行に関する臨時措置法第 2 条第 1 項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が当該者の出版物の販売事業に係る総売上金額の 2 分の 1 に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2
2 法第 72 条の 2 第 8 項第 28 号に規定する演劇興行の用に供する施設で、 ア. その振興につき、国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められる施設 イ. ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大(概ね同程度以上)であると認められるもの	ア. 1/2 イ. 当該舞台等に係るものにつき 1/2	無
3 道路交通法第 99 条第 1 項の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2

4	道路運送法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除して得た数の1/2	当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除して得た数の1/2
---	---	--	--

(2) 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設に係る事業所税の減免割合（別表第2）

減免の対象となる施設等		資	従
1	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	無
2	果実飲料の日本農林規格第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積が3,000㎡以下の場合に限る。）	1/2	無
3	法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部
4	旧中小企業振興事業団法の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部
5	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。）	全部	全部
6	農林中央金庫又は商工組合中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
7	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、 ① 倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 ② 港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋 で、当該指定都市等の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000㎡未満であるもの	全部	全部

(3) 事業の目的及び営業の形態上特に配慮の必要があると認められる施設に係る事業所税の減免割合（別表第3）

減免の対象となる施設等	資	従
1 古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	無
2 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	無
3 ① ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。） ② 機械染色整理の事業を行う者 で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	1/2	無
4 野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	無
5 蘭製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（蘭製品と併せ製造するポリプロピレン製花苴に係るものを含む。）	1/2	無
6 港湾法第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	無
7 次に掲げる事業の用に供する施設において当該事業を行う者の従業者のうち、これらの事業に直接従事する者 ア．ビルディングの室内清掃及び設備管理 イ．列車内の食堂及び売店	無	ア．全部 イ．1/2

(4) 天災その他特別の事情があるものの施設に係る事業所税の減免割合（別表第4）

減免の対象となる施設等	資	従
1 天災その他これに類する事由により事業所用家屋が焼失し、又は甚大な損害を受けた施設	市長が認める割合	市長が認める割合
2 別表第1から別表第4までの各号に掲げるもの以外のもので、当該各号に掲げるものとの均衡を考慮して事業所税の減免を行うことが適当であると市長が認めるもの	市長が認める割合	市長が認める割合

11. 特殊関係者のみなし共同事業 [地方税法第 701 条の 32 第 2 項]

本人の親族、その他の特殊関係のある個人又は同族会社などの特殊関係者を有している場合には、免税点の判定に次のような特例があります。

(1) 特殊関係のみなし共同事業が適用される場合

特殊関係者が行う事業が、当該特殊関係を有する者又はその者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋内（同一家屋内）において行われる場合には、これらの特殊関係者が行っている事業を、特殊関係を有する者と特殊関係者の共同事業とみなします。[地方税法施行令第 56 条の 21 第 2 項]

ただし、同一家屋内で共同事業を行っている場合であっても、次の要件を同時に満たす場合にはみなし共同事業の適用はありません。

- ① 特殊関係者が行っている事業が特殊関係を有する者と意志を通じずに行われている場合
- ② 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合

(2) 特殊関係者の範囲

特殊関係者は、次に掲げるものをいいます。[地方税法施行令第 5 条第 1 項]

- ① 特殊関係を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の判定対象者の親族（6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又、判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ③ ①②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に掲げるものを除く）及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部

を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

※「同族会社」とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社のことであり、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える株式数や出資金額を有している会社などをいいます。なお、上記の「株式数等による判定」のほか、「議決権の数による判定」又は「社員の数による判定」により同族会社に該当する場合があります。

[法人税法第2条第10号、法人税法施行令第4条]

(3) 特殊関係者のみなし共同事業が適用された場合の免税点の判定

① 特殊関係者を有する者

特殊関係者を有する者は、免税点の判定の際に共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独で行うものとみなされますので、免税点の判定は、共同事業とみなされた事業所等に係る事業所床面積及び従業者数と、自己の事業所床面積及び従業者数を合算して行います。[地方税法施行令第56条の75第2項]

② 特殊関係者（特殊関係者を有する者）

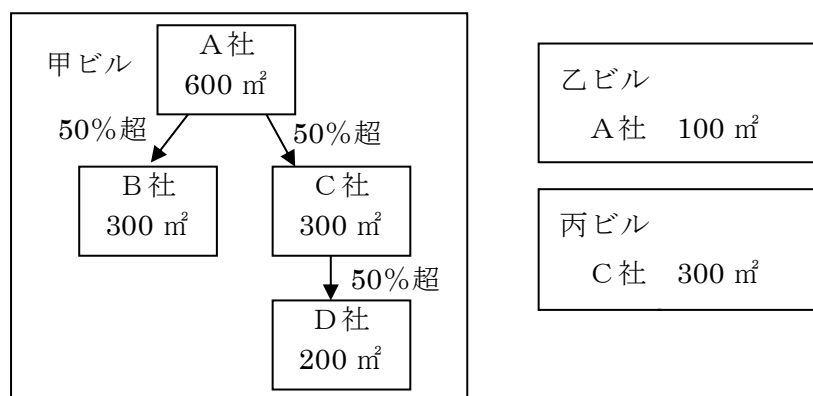
特殊関係者においては、自己の事業等に係る事業所床面積又は従業者数のみで免税点判定を行うことになります。

※ このように特殊関係者を有する者の免税点判定に特別な規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみで税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

(4) 特殊関係者のみなし共同事業の課税標準

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされた事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準の算定においては、それぞれの者の事業所床面積又は従業者給与総額だけが課税の対象となります。

(例) B社、C社、D社は同族会社である。次のような場合、各社の免税点判定及び課税標準の算定はどのようにになりますか。



- ① A社を判定対象者とした場合
 B社及びC社は、判定対象者（A）を判定の基礎として同族会社に該当します。
 従って、A社は特殊関係者を有する者となり、B社とC社が特殊関係者となります。
- ② B社を判定対象者とした場合
 C社及びD社は、判定対象者（B）が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主（A）（これらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（C）を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社となる。
 従って、B社は特殊関係者を有する者となり、C社とD社が特殊関係者となります。
- ③ C社を判定対象者とした場合
 D社は、判定対象者（C）を基礎として同族会社に該当する会社となり、また、B社は、判定対象者（C）が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主（A）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社となる。
 従って、C社は特殊関係者を有する者となり、B社とD社が特殊関係者となります。
- ④ D社を判定対象者とした場合
 特殊関係者の範囲に該当するものはなく、共同事業とみなされるものではありません。

判定対象者	免税点の判定	課税標準
A社	$A（甲ビル） + A（乙ビル） + B + C（甲ビル） = 1,300 \text{ m}^2$	700 m ²
B社	$B + C（甲ビル） + D = 800 \text{ m}^2$	免税点以下
C社	$C（甲ビル） + C（丙ビル） + B + D = 1,100 \text{ m}^2$	600 m ²
D社	$D（甲ビル） = 200 \text{ m}^2$	免税点以下

12. 申告納付期限

事業所税の徴収については、申告納付の方法で行われます。[地方税法第 701 条の 45]

(1) 法人の納税義務者の場合 [地方税法第 701 条の 46 第 1 項]

各事業年度終了の日から 2 月以内に、その事業年度の事業に係る事業所税の申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければなりません。

(2) 個人の納税義務者の場合 [地方税法第 701 条の 47 第 1 項]

翌年 3 月 15 日までに、個人に係る課税期間の事業に係る事業所税の申告書を市長に提出するとともに、その税額を納付しなければなりません。ただし、年度の中途にて事業を廃止した場合は、その事業廃止の日から 1 月以内が申告納付期限となります。

(3) 申告先

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市税務部市民税課 法人・軽自動車税係（事業所税担当）

※ 郵送による申告で控等の返送を希望される場合は、必ず返信用の封筒と切手を同封してください。

また、本市において、初めて事業所税の申告をする場合、又は新たに事業所等を設置する場合は、当該事業所等の図面の写しを添付してください。その際に、非課税適用部分、特例適用部分等の確認ができるように、塗り分け等をしてください。

(4) 納付先

下記金融機関の本支店（全国どこでも）で納付できます。

銀 行	千葉銀行・りそな銀行・千葉興業銀行・きらぼし銀行・京葉銀行・東京スター銀行
その他	千葉信用金庫・東京ベイ信用金庫・東京東信用金庫・横浜幸銀信用組合・中央労働金庫・市川市農業協同組合・ちば東葛農業協同組合

(順不同)令和 6 年 4 月現在

※事業所税の納付書は、納期限内であればゆうちょ銀行（郵便局）でもお支払いいただけますが、取扱い地域が限られます（千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県のみ）。

13. その他の申告

次のような場合、船橋市市税条例により申告が必要です。

(1) 事業所税額がない者の申告義務 [船橋市市税条例第 154 条]

免税点以下であることにより納付すべき事業所税額がない場合でも以下のような場合、事業年度終了後 2 月以内（個人については翌年 3 月 15 日まで）に事業所税の申告をしてください。

- ① 前事業年度又は前年に事業所税額があった場合
- ② 事業所床面積が 800 ㎡を超える場合、又は従業者数が 80 名を超える場合

(2) 事業所税の賦課徴収に関する申告義務 [船橋市市税条例第 156 条]

① 事業所等新設廃止申告書

市内において事業所等を新設し、又は廃止した場合は、当該新設の日から 2 月以内、廃止の日から 1 月以内に必要な事項を記載した申告書を市長に提出してください。

② 事業所用家屋貸付等申告書

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸付けている場合は、当該納税義務者に係る当該課税標準の算定期間の前課税標準の算定期間の末日から引き続き当該事業所用家屋を貸付け、かつ、その申告した事項に異動がない場合を除き、当該事業所用家屋に関し、1 月以内に必要な事項を記載した申告書を市長に提出してください。

14. その他

(1) 決定・期限後の申告

申告期限までに申告書の提出がない場合は、市長自らの調査した結果によって、申告すべき課税標準額及び税額を決定することがあります。[地方税法第 701 条の 58 第 2 項]

ただし、申告期限後であっても、決定の通知があるまでは申告納付することができます。[地方税法第 701 条の 49 第 1 項]

(2) 修正申告・更正の請求・更正

申告した税額又は、更正・決定を受けた税額が過少である場合には、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、不足額を納付してください。[地方税法第 701 条の 49 第 2 項]

また、申告した税額が過大である場合には、申告納付期限より 5 年以内に限って更正の請求をすることができます。(減額の修正申告は認められません。)

なお、市長は、申告された課税標準額及び税額又は、更正・決定をした課税標準額及び税額を、自らの調査によって更正することがあります。[地方税法第 701 条の 58 第 1 項、第 3 項]

(3) 加算金

①過少申告加算金

期限内に申告書を提出した場合でその後、当該申告税額が過少であるため市長が更正したとき、又は修正申告書を提出したときは、更正又は修正申告により増加する税額の 10%相当額の過少申告加算金が課されます。[地方税法第 701 条の 61 第 1 項]

②不申告加算金

次の場合、納付すべき税額の 15%相当額の不申告加算金が課されます。

(ア)期限後に申告書を提出した場合、又は市長が決定をした場合

(イ)期限後に申告書を提出した場合において、その後修正申告書の提出があった場合、又は市長が更正した場合

(ウ)市長が税額等を決定した場合において、その後修正申告書の提出があった

場合は、それらの申告が市長による更正・決定のあることを予知してなされた場合を除き、5%相当額となります。

[地方税法第 701 条の 61 第 2 項・第 3 項・第 4 項]

③重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それらが課税標準額の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%の重加算金がそれぞれ課されます。[地方税法第 701 条の 62]

(4) 延滞金

申告納付期限後に税額を納付する場合は、納付すべき税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ延滞金がかかる場合があります。[地方税法第 701 条の 59、60]

15. インターネットによる市税の電子申告システムのご案内

船橋市では、eLTAX(エルタックス:インターネットを利用した地方税の電子申告システム)による申告を受け付けております。申告の際には、簡単・便利な eLTAX をどうぞご利用ください。

※ eLTAX を利用する場合は、事前に利用届出を行う必要があります。

(1) eLTAX の特徴

- 申告が郵送や窓口に出向くことなく、インターネットで自宅や事務所内から簡単にできます。
- 複数の地方公共団体への申告が、まとめて1回のデータ送信で行えます。
- eLTAX 用ソフト「PC desk」で申告書の作成が簡単にできます。
- eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータでもそのまま申告ができます。

(2) 申告できる書類

- 事業所税申告書、貸付申告書、新設(廃止)申告書

(3) 利用できる時間

- 8:30~24:00 (土日祝、年末年始を除く)

(4) eLTAX に関するお問い合わせ先

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。

なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページアドレス : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

事業所税の手引き

発行 令和 7 年 1 月

編集 船橋市税務部市民税課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

電話 047-436-2206

電子メール shiminzei@city.funabashi.lg.jp